

小値賀町議会第四回臨時会は、平成二十二年十月二十九日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十名

十九 八 七 六 五 四 三 二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番
横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮
山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎
弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良
藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	中山道
副町長	中村憲
教育長	筒井英敏
会計管理者	谷良一
総務課長	西村久之
財政課長	中川一也
住民課長	吉元勝也
産業振興課長	熊脇一
産業振興課専門幹	蛭子晴市
建設課長	升水裕司
診療所事務長	尾野英昭
教育次長	尾崎孝三
農業委員会事務局長	松本充司

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会議務局長	大田一夫
議会議務局書記	岩坪百合

五、議事日程

小値賀町議会第四回臨時会

平成二十二年十月二十九日（金曜日）

午前十時八分

開会

- 第一 会議録署名議員指名（岩坪義光議員・伊藤忠之議員）
- 第二 会期決定
- 第三 議案第六六号 平成二十二年小値賀町一般会計補正予算（第四号）
- 第四 議案第六七号 工事請負契約の締結について（小値賀町離島開発総合センターバリアフリー整備工事（建築））

午前十時八分開会

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成二十二年小値賀町議会第四回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、六番・岩坪義光議員、七番・伊藤忠之議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日一日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日間に決定しました。

日程第三、議案第六六号、平成二十二年小値賀町一般会計補正予算（第四号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（中川一也） おはようございます。

議案第六六号、平成二十二年小値賀町一般会計補正予算（第四号）についてご説明いたします。

今回の補正は、国の「グリーンニューデール施策」に係る、役場庁舎の省エネ改修事業費の増額補正、松枯れが懸念さ

れる中で、県の補助事業で松毛虫防除事業を実施するための補正予算計上でございます。

第一条は、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ六百七十万九千円を追加し、予算総額を二十四億六千四百四十万九千円とするものです。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、十四款・県支出金、二項・県補助金、四目・農林水産業費県補助金、二節・林業費補助金、六十五万四千円を補正し、二項・県補助金の補正後の額を一億三千七百九十三万二千円とするものです。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、二目、一節・振興基金繰入金を六百五万五千円補正し、補正後の一項・基金繰入金を四千六百五十万六千円としております。

歳出について申し上げます。

二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費は、庁舎省エネ改修事業で、十三節・委託料を七十五万四千円減額、十五節・工事請負費六百八十九万九千円を増額し、補正後の総務管理費の総額を五億八百三十二万四千円としております。

五款・農林水産業費、二項・林業費、一目・林業振興費は、松毛虫防除事業で、七節・賃金三十九万円、十一節・需用費四十万九千円、十二節・役務費二万四千円、十四節・使用料五万円を計上し、二項・林業費の補正後の額を二千二百三十五万七千円としております。

十三款、一項、一目・予備費を二十一万九千円減額し、補正後の予備費の額を四百九十六万八千円としております。以上、補正予算の概要をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第十四款・県支出金

立石議員

八番（立石隆教） この県支出金、農林水産業費県補助金でございませうけども、これは歳出の方で、所謂、補正予算に上げないと県から出ないという代物ですね。ということではよかですね、理解して。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

そのとおりです。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） これも緊急的にやる必要があったので、もう既に実行しているということなものですから、それが後で上がっているのは如何なものかと思っただんですが、今、言ったように県の方の、こういうふうな歳出の方に上げてなければ、県の方からの受け入れが出来ないということなのかなと判断したんですが、再度聞きます。それでよろしいですね。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

この事業は、今から行ないます。議員さんが言われていることは以前、町単独で地上散布をしましたけれども、そのことと混同されていると思います。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） それでは、町単独で行なったあれは、二ヶ月ぐらい前になりますかね。それでは、効果が薄かったという判断ですか。依然とやっぱり、松の先っちょが枯れている状態になっているというのは、依然と続いているということですか。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

前回、行ないました。地上散布、地上からの散布なものですから、その時の気象条件とか木の高さ、位置によってどうしてもかからない所があります。こちらの方としましては、大事な松林にはですね、出来るだけかけるような方法でしたつもりなんですけれども、どうしてもかからない所があったという所が、毛虫が、そこのかからなかった所の毛虫が、異常発生しておりますし、また以前、ちよつと予定していなかった所もその後、発生しております。そういう所をやりたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 非常に松の枯れるということを心配している町民の方々もおられますので、是非、対策が必要なんです。松毛虫が今年、異常に発生しているっていう状況は、天候の関係があったと思われるんですね。非常に暑い夏が続きましたということがあったと思いますが、かなり寒くなってきたんですね、活動的には低下するのではないかって、これからやって本当の効果があるんだろうかと。或いは、地上散布とここに書いてあるからですけども、別のやり方を考えているのか、例えば、それは今度は下に落ちて行く、降りて行くのを途中で止めようという考え方なのか。なんか、「今の時期は本当に効果があるのかな。」という疑問が浮かぶんですが、その点について説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹
産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

まだ毛虫は松に居ります。これをもっと寒くなると、松の木の木の皮の間とか、下に降りて葉っぱの中辺りで休眠するという話なんですけれども、今現在のところ、まだ松の木に居りますので、そこにかければ効果があるものというふうに考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十七款・繰入金

松永議員

九番（松永勇治） 振興基金の現在高ですね、この今回の六百五万五千円ですか、振興基金ですかね、入れたもので現在高を教えてください。お尋ねします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えをいたします。

二十二年度の取り崩し額の総額が、今回の分も含めまして、四千六百八十七万七千円の振興基金の取り崩しになりますので、残りの振興基金の残額は、三億五千七百四十二万八千八百二十五円になります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第二款・総務費

松永議員

九番（松永勇治） 十五節ですね、総務管理費です。工事請負費、省エネ改修工事費は、当初計画で二千九百五十万円に對しまして、今回、六百八十九万円を増額すると、振興基金を充てて計上されて多額な補正を生じておりますけども、この多額の補正の事由ですね。

そしてはですね、基金の運用についてはですね、それぞれ目的があります。

振興基金の設置、これは一般財源ですけども、『振興基金の設置、管理及び処分に関する条例』（設置及び目的）の中でですね、「自ら考え自ら行う地域づくり事業を推進するため」の振興基金で、（事業の内容）は、『施行規則』に「活力と個性ある地域づくり事業」、それに二番目に「地場産業の育成事業」、三番目に「観光推進に関する事業」、四番目に「国際交流、文化活動に関する事業」と、五番目を見ますとですね、「その他町長が必要と認める事業」と規定してあります。

財政運用の調整のためにはですね、財政調整基金の運用が望ましいと考えますが、この点について伺います。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。

第一点目の工事請負費の増額ですけども、これは当初、予算見積もりをした時の諸経費ですね、諸経費を約少なく見積もりをしております、諸経費が約一〇%で当初見積もりをしております。今回、新たに設計をさせましたところ、諸経費につきましては、三〇%程度になっておりますので、その差額が大体その額になると思います。

基金につきましては、財政課長の方から答弁します。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） 二点目の質問でございます、振興基金の充当の件につきましては、実を言いますと、この振興基金の中の今回、充当する部分は、平成二十一年度中市町振興協会から宝くじの益金として配分された五千万相当の財源でございます、この部分は一旦、基金に積んで二十二年度までに全て公共工事等に充当するようにと、そういうふうな決め事がございます。そういうことで、まだ充当が十分に出来ておりませんが、実際、今のところ、一千四百万ぐらいしか、五千八百三十六万の内の一千万円弱しか充当しておりませんので、今後も十二月補正、或いは三月補正において、今の今組んでいる公共工事、公共事業と認められるものに財源振替を、今後の議会で行ないたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、振興基金じゃなく財政調整基金に積み立てとった方がいいんじゃないかなかったのか、振興基金にはこういうふうな決まりがあります、ですね。公共事業のうちゅうことですが、ちよつと一端に言うところの省エネうちゅうのはですよ、実際にその町の発展とかそういうふうな観光事業とかそういうふうなものではなく、内部の義務的な、義務的のうちゅう言えばおかしいですが、そういうふうな工事ではございますので、これを振興基金を充てるというよりも、その五千万はそういうふうにした金で五千万もらったということであればですね、その五千万は振興基金じゃなくて、この目的からして財政調整基金に積んで、今回それを充てると。まあ財政調整基金とまでは言いませんけどもね、目的基金に上げてよかつたんじゃないかなというふうに考えますが、その点について伺います。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

この目的がですね、その他にも先程、議員がおっしゃったような国際交流とかその他、色々な幾つかの案件も含まれておりまして、小値賀町の基金条例の中で、一番その目的に合う形が、残念ながら振興基金が一番合うと、財政調整基金よりもむしろ振興基金の方が合うということ、一応、振興基金に積ませていただきました。そういうことで、本来であれば、そういう色んな事業があれば、その事業に優先的に充当するんですけども、二十二年度の事業の中では考えられる事業が、主に公共事業ということになったものから、そういうふうな充当の仕方をさせていただきたいと思えます。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教）

ただ今のところですけども、工事請負費の中身について、説明して下さい。

議長（横山弘藏）

建設課長

建設課長（升水裕司）

お答えいたします。

この省エネ対策の工事請負費の中身ですけれども、庁舎内の照明器具の取替え分とですね、それと太陽光発電の太陽光パネルの設置ということで、大まかに言えば、その二点でございます。

議長（横山弘藏）

立石議員

八番（立石隆教）

当初予算では、委託料で二百五十万上がっておりますけれども、それが減額を七十五万四千円して、工

事請負費を今回、六百八十九万九千円補正しております。

当初の太陽光パネルのワット数は幾らと考えて、今回は幾らになったのか、ワット数ですね、キロワット数。それは同じなのか。同じなのに費用がこれだけ補正しなければならないという、なった理由を聞きたいと思います。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

太陽光パネルの出力としましては、二十キロワットでございまして、これは当初も今回の実施設計の時も変わりません。それで、今回のこの補正を行なうようになった原因、一番大きな原因といたしましては、当初予算計上する時の参考として見積もりを取るわけなんですけども、その見積もりの中身をですね、よく精査をしてなかったというのが一つの原因がありまして、その省エネに対する諸経費の率の取り方というのがですね、規定の諸経費の率を取らずに、見積もりの中身を精査しますと安くしていたということで、今回、実際、実施設計したら規定の諸経費率を出して設計しましたら、約六百、七百、六百万弱程度の差がございました。そういうことで、今回、補正が必要となっております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 何故、そういうことが起きたんでしょうか。一〇％位を三〇％位に見てたって話もありますが、何で最初からこういう計算が出来なかったのかなど。結構そんなに新しい事業ではないのに、結構、あっちこちでやっている事業ですから、新しいことでもないのと思うんですが、その辺は、どこでどう間違ったのか、その辺、どうですか。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休憩 — 午前 十時 三十分 —

— 再開 — 午前 十時 三十分 —

財政課長

議長（横山弘藏） 再開します。
財政課長（中川一也） お答えいたします。

私が住民課の時に、国の「グリーンニューデール施策」の一環として、こういった事業をやってほしいというふうな、国から県に下りて、基金事業としてやって欲しいということ、そういう話があって、全額公費で出来るということ、「それじゃあ、どっか公共施設をやる。」ということ、取り組んだ事業でございまして。最初、要望した時の金額は、大体、

庁舎の電気を全て賄えるような格好で幾ら掛かるだろうかという、業者の中に同級生も居たもんですから、参考までにその金額を聞いた金額で、最初、県の方に要望したら、「とんでもない金額、そんなには配分出来ない。」と、「長崎県の全ての市町に同じように金を回すんだから。」ということで、頭打ちになった経緯がございます。その金額で出来る範囲で、二十キロワットぐらいやったら出来はしないかということで、最初にあったもんですから、その金額を基に最初に予算を計上した、県からもらえる金額で予算を計上した経緯がございます。そういったことで、そこで細かい資料を作り上げるのは、中々経費を掛けないと出来ないものですから、どうしてもその限られた範囲で限られた金額しか、曖昧な金額しか出なかったというところでございます。

実際に実績をしたら、こんなに差が出るとは、私も実際聞いて少し驚いたところがございますが、そういった形で、そこでもっと正確な数字を出して事業にかかるというのが中々…。その調査費を別に計上すれば、それだけの物がきちんとした数字が出るかと思うんですが、中々そこまではその急なこともございましたし、出来なかったということが実情でございます。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 予算と執行の関係で言えばですね、予算で上限を決めるんですね。その中で幾らかでも下回って執行を出来れば大変素晴らしいことなんです。で、逆に言えば、予算を決めといて、「増えましたからお願ひします。認めて下さい。」って言うのは、私は何もかもそういうのを認めるというのは宜しくない傾向だと思っております。致し方ないなと思う分野については、当然、認めるべきだと私は思っておりますので、そこで今回の場合は、どこに問題があったんだろうと、止む無しだなど思うなら、増額の補正は認めるべきだと私は思っております。その点で、しつこく聞いておるんですけども、例えば、二十ワットが当初考えてた。今回も二十ワットということですが、これが金額的にですね、自分達の計算の内訳のところでも若干下回って計算をしたところで、六百万ぐらいがちょっとアップしそうだという話になるならば、だったらワット数を下げるっていう選択もあったと思うんですが、その辺はどう考えたのか。その経過を知りたい。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

二十キロワットというのは、庁舎内の電気を全てLEDにするというところで、必要なキロワット数でございます。その

キロワット数を確保しないとすると、一部を従来の電源、電気ということになるものですから、そこをどうしようかという話の時に、「やつぱりそこは折角、省エネ対応をする時に、今、そこをしないと逆に県の本来の目的の部分で整合性がとれない。」ということもございまして、その事業の内容に合わせて金額の方を変えるしかないのではないかという判断で、協議をしたところでございます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 分かりました。その辺は、二十キロを下回るわけにはいかないというのは、よく分かりました。

これは、平日の計算でしょうから、土日は当然として余る計算になります。であれば、おそらく売電をするということになるだろうというふうに思われますが、その時に夜間の分は当然、売電の方からそっちの方に回すということも考えられますが、売電した場合の収入はどういうふうになるんですかね。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この二十キロワットですと、庁舎内の電力を賄うまでの大きな余裕は無い状態で、売電の装置も付けてませんし、売電の余裕も無い状態です。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 私も言いましたように、平日においては無理だろうと。しかし、土日においては、土日は必ず雨が降ってですね、太陽が顔を出さないという設定なら、ほとんど関係ありません。話だけでも、土日と同じように二十キロ発電するだろうと考えるわけです。そうすると、それを売らない手は無いじゃないですか。何で、それは垂れ流しにするんですか。発電はするんでしょう。使わないから、そのままですよね。流しちゃうんですよ。あれ売電の形をするには、相当お金掛かるんですか、売電の装置。私の所も太陽光パネルを付けておりますけども、あれはあれを付けるだけですよね。あのメーターを。というふうに思ってるんだけど、それと配電盤がちょっとありますけども、相当掛かるんですかね。折角、取り付けるんだったら、それも町のお金になるじゃないですか。売電を何故しないのかと思うんですけど、そこはどう考えてますか。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休憩 — 午前 十時 三十八分 —
— 再開 — 午前 十時 四十八分 —
建設課長

議長（横山弘藏） 再開します。
建設課長（升水裕司） お答えいたします。

何故、その売電の設備をしなかったかということですが、売電設備をですね、付けるということになれば、その売電設備だけで大体、約百五十万程度掛かるらしいです。それとあと、売電するための九電工の受け入れ側、九電の方の受け入れ側なんですけども、それに例えばこちから電気を売る時に容量がトランスとかそういうのがあって、そういうのが受けられる容量があるのかどうかという調査とかですね、そういうものを含めて、また経費が事業主の方から負担をせんばいかんということがありまして、その経費は調査して実際その電圧自体が合えばそのままでもいいんですけども、合わなければまたその工事が九電側の方に掛かるということ、それも事業主の負担らしいですけれども、それがおそらく換えるとしたら三百万程度掛かるんじゃないかという話です。そういうふうな初期投資が掛かるということと、補助事業ということで、補助金をもらった事業の中でそういうふうにして利益を儲けるということ自体がですね、その利益に対して補助事業分を返さんばいかんというふうな行為が出て来るらしいです。そういうことで、一応、今回は、年間に二百五十日程度、庁舎内で使うということ、設定しているんですけども、そういうことを勘案してですね、一応、売電設備は付けておりません。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 補助金の性質から言って儲けることは難しいという話ですが、これ実質、実は儲けることにはならないと私は思っています。というのは、二十キロで平日が納まるかっていうとそうではないとすると、足りない分は買うはずなんです。買う分が平日じゃない休日の分で補えるかどうかというところに、この土日の売電というのが関わってくるのではないかなというふうには、実質上、思います。収入になるだろうという話は、また別の話ですけども、そういうふうな状況だから、それも考えても悪いことではなかったろうなということですが、新たに百五十万位掛かるということになると、これやった方がいいのか、新たに百五十万投じて、その何年でそれがペイ出来るかっていう計算もしてみないといけません、その兼ね合いかなあというふうなことは思います。

これは後日でも出来ることだろうというふうには思いますので、そういう点では、少し我々も考えてみたいというふう

には思っております。

確認をしておきます。九電の調査の経費とかそういうところに三百万円掛かるということですが、これはあくまでも九電が払う金額ですよ。その分を町が払えという話になるということではないですよ。確認をしておきます。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この九電側が受け入れる分についての工事についても、事業主の方が負担するというふうなことだそうです。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） その辺は確実な情報なのでしょう。私もその確認をしてみますが、今は売電を促進するために法律まで出来上がってますね、本当は九電側も買いたくないけども買わなきゃいけない。しかも金額が上がっているんですね。そういう点では、あんまり買いたくないので、積極的な推進の情報をもっと流すと私は考えられないので、ひよっとすると、ここには何かウルトラシーがあるのかなあというふうに思ったりしております。これも実はもう少し、言われたまんまを鵜呑みにするのはなくてですね、先程の経費の問題もありましたが、一〇%が三〇%になるというようなこともありますので、そこは今後の課題としてですね、「今すぐこれをしなさい。」という話ではありませんが、是非、調査をしておいていただきたいというふうに思います。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

私達もちよつと勉強不足で、こういうふうな九電がやる工事についての負担が、本当に町になるのかもう一回確認をいたしまして、もう一度、調査をしたいと思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 最後に確認しておきますけれども、そうすると省エネ改修事業につきましてはですね、委託料が百七十四万六千円ですね。今回の補正を含んであれしますとですね。工事請負費が三千六百三十万九千円、合わせて三千八百五十五千円になるわけですけども、この財源内訳をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。

県支出金が三千万、残りは先程言いましたけども、一般財源になります。基金を含めてですね、残りは一般財源です。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると当初はですよ、大体その三千万の県補助金で計画出来るなど、僅か幾らか一般財源があってもですね。その計画が三千八百五万五千円で、八百五万五千円が繰入金と一般財源で補うということですね。

そうすると、こういうふうな基金があるからいいようなものですね、八百万もの、こういうふうな突発的に一般財源が必要になってくるということですから、やっぱりこの見積りについてはですね、当初、先程、立石議員さんも言われたとおり、やっぱりよく見積もつてですね、ただ相手側との調整をとって、こういうことの無いように今後、注意していただきたいというふうに考えます。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（西村久之） その点に関しましては、以後、そういうふうなことで慎重に見積りをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・農林水産業費

伊藤議員

七番（伊藤忠之） この松くい虫に関しては、専門幹も非常に頭の痛いところと思いますが、今回の補正で組んだ主な事業の場所といますか、それを説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

まず、地上散布でするものですから、車が近くまで行けて、尚且つ、ホースを人が引つ張って行きますから、人が入れられる所の範囲の中で、防風林とか特に重要な松林をしたいというふうにご考えております。予定では、面積は二十ヘクタール程度を考慮しております。

議長（横山弘藏） 伊藤議員

七番（伊藤忠之） この松くい虫に関してはですね、特に、専門幹も承知のとおり、浜津地区、おそらく柳地区が『たばこ耕作組合』ですね、生産しておりますので、そこら辺を今年の春ですかね、空中散布をしなかったということで、非常に各地区の皆さんからは、たばこ生産者の方にですね、苦情が舞い込んだという状態であります。そういう中で、たばこの生産者もですね、「もう来年からは、たばこを廃めねじやなかつか。」というような話も聞いております。結局、生産者もですね、年間に約六百万から九百万位の所得がありますけれども、それに代わるようなですね、農業所得が今のところまだ見つからないというので、生産者も非常に困っている状態です。このような中で、もしも生産者がたばこを廃めた場合には、担当課としてもですね、色々これからの色んな農業の方の施策をですね、一緒に協議していただきたいと思っております。それで、例えば、たばこを廃めた場合にですね、今度はもう空中散布、地上散布のやり方も抜本的にもう一回、見直さねいかんのじゃないかという時期に来ております、と思います。そういうことで、たばこ生産者も非常に悩んでおりますので、一つそこら辺をですね、一生懸命、協議していただきたいと思っております。

その点に関して、専門幹に答弁をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

松毛虫は町内全域で発生しているわけですが、特に酷い所が、前方の殿崎方面、木場から殿崎方面ですね。それと柳、浜津だというふうに考えております。特に柳と浜津に関しましては、今、伊藤議員さんがおっしゃられましたとおり、たばこの作付関係で本年度の六月の防除を行なっております。その点はですね、地元の会長さん等も寄ってもらって、「松くい虫が発生するようであれば、出来るだけのことをします。」というふうなことで、本年度、春の防除は行なっております。

松毛虫がこちらの方としては、松くい虫の方のことを考えておったんですけれども、松毛虫がこんなに発生するとは想定しておりませんでしたけれども、防除しなかったことがこれだけの大発生になったかどうかというのは、今のところ、はっきりしたことは分かりませんが、確かに柳と浜津方面はちょっと酷いということを確認しておりますので、そこら辺は今から今回予算をもらいますので、特に丁寧ですね、特に防風林になるような松、申し訳ありませんけれども、山の中の地上散布で出来ないような、あまり重要な松でないものは、今回は出来ないというふうなことを考えております。

それと、『たばこ組合』への配慮の件ですけれども、先日、出張の際に、県北の方の『たばこ組合』の事務局の人がおられましたので、この問題をちよつと話し合いました。出来ればですね、たばこを作付けするためには、やっぱり松が必要で、防風林としての松がですね。松が無かったらたばこも出来ません。これはどちらとも必要なもので、出来れば、今後ある程度、一箇所ですね、ある程度、たばこをまとめてもらえれば、その松を集積的にたばこの無いときにですね、防除することによって松を守ることが出来ないのかなあというふうに思っております。そこら辺は組合の方とよく話し合つて、これを機会に作付け出来ないということにならないように、こちらの方も努力したいというふうに考えております。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 実は私もびつくりしとるわけですけど、二、三日前、自分の家の松の剪定をやったんですけども、今まではいなかったですね、松毛虫のまだ小さいですね、小さい。そしてそれが一所に四匹居たり五匹居ったりして、初めは缶の中に入れてやったんですけど、後は手でむしって殺したわけですけど、今年是非常に多いようです。先程から言われておりまして、面積が二十ヘクタールということで、酷いのが殿崎とか柳とか浜津ということですけど、そういうふうな特定な所だけやって、松が、後は松は広がらないんですか。そのした所だけで、広範囲にやらなくてもいいんですかね。

それとですね、発生の頻度ですね、多いのか、少ないのか、どういうふうな状況なのか、ちよつとお尋ねをいたします。

議長（横山弘藏）

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市）

お答えいたします。

松にも個人の松と公の松とあります。個人の松でも、そこら一帯の畑とかですね、家を守るような松もあります。そこら辺で町の方としては、ある程度、個人の松でもですね、そういう防風効果がある分に対しては、今までも春の防除を行っておりますし、これからも行なわなければならないというふうに考えております。しかし、個人の庭とかですね、話としてですね、自然に植わった松とかいうのが色々あります。個人の土地の中にですね。そういうのまで町の方では防除出来ませんので、そこら辺は個人で行なってもらいたいというふうに考えております。

また、今年度が多いのか少ないのかという点ですけども、色々調べて見たんですけども、年によって大発生する時期があるようです。はっきり言って今年度は多いです。今まであんまり見たことがない程度に多いと思います。けれども、これによって全て枯れてしまうというのではありませんので、出来る範囲での防除を行ない、尚且つ、また来年からそこら

辺を注意して実施していきたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 更にあの確認ですけども、松くい虫と松毛虫の被害の、所謂、木の枯れ方というのはやっぱり違うというものを理解しておかないと、松くい虫と同じだと考えるところもうちよつとでも入ったら、その周囲全部駄目だっていうような感覚で捉えると大変なことだということになります。この松毛虫という場合において、仮に松毛虫が異常発生して上の方から食べていったとした場合、どれぐらいまでいくと枯れるということが想定されるのか。一部もう二割ぐらい入ったらもう駄目なのか、いやそうじゃなくて再生する可能性は、どのぐらいのところまでいったって再生する可能性はあるんだというふうに認識しているのかを伺います。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

どこまで枯れば松が駄目になるかという話ですけども、県の方にも聞きましたけれども、はっきりしたことは答えがありませんでしたので、インターネットで色々調べて見ました。それによると、大体、一致しているのがですね、「松の葉が枯れるのが六〇%以内であれば、さほど生育に影響は無いだろう。」というふうな書き方と、「九〇%以上、枯れば重大な生育に影響がある。」ということを書かれております。また、ほとんど無くなった場合は、じゃあどうなるかという話なんですけれども、その場合にはですね、まず松が無くなればやはり樹勢が衰えますので、木の勢いが無くなってしまいます。全部無くなるのが一回であればですね、次には立ち直るだろうというふうにはほとんどの文献が書かれてるようです。ただし、それが二回以上、今年も全く無くなって、来年また折角、芽が出てのにまたそれが食われて全然無くなるということになれば、もう樹勢がいよいよ衰えまして、最終的に枯れるのはキクイムシとかカミキリムシのようなものが樹勢の衰えた松の中に入ってですね、それが枯らしてしまうということが枯れる原因になるようです。

先程、松くい虫との違いですけども、松くい虫は松の材線虫が木の中に入って、松を根本からヤニも出なくなるし枯らしてしまいます。そして葉っぱは付いたまま赤くなってしまいます。ですので、今回の毛虫とは大きく違うというふうに考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり

議長（横山弘藏） 第十三款・予 備 費

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

九番（松永勇治） 地上散布の時期、いつ頃になるのか、お尋ねします。

松 永 議 員

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 本予算が通りましたら、出来るだけ早く来週にも出来ないかなというふうにご考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔反対討論なし〕と呼ぶ者あり

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔賛成討論なし〕と呼ぶ者あり

議長（横山弘藏） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六六号、平成二十二年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第六六号、平成二十二年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立

願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第六六号、平成二十二年度小値賀町一般会計補正予算(第四号)は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第六七号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

地方自治法第一百七七条の規定によって除斥に該当しますので、加山議員の退場を求めます。

(加山雅徳議員退場)

議長(横山弘藏) 本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長(升水裕司) 議案第六七号、工事請負契約の締結について、提案理由のご説明をいたします。

今回の離島開発総合センター改修事業につきましては、昭和五十年三月に建築され、利用者も述べ七十万人余りに達しており、多くの町民に利用されております。建設以来、三十五年が経過し老朽化が進んでいること、また旧耐震基準の建築であることから、耐震改修工事に合わせてバリアフリー化の工事を予定いたしております。

今回、議会上程いたしております工事は、バリアフリー整備工事の建築に係るものでございます。十月二十六日に入札を行い、『株式会社友建設』が落札し、入札書記載金額六千三百二十万円に消費税を加算した金額、六千四百三十六万五千元で契約を締結したいと思っておりますので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定、及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。

それでは、工事の概要をご説明いたします。資料として平面図を添付いたしておりますので、ご覧下さい。

建築物本体と役場東側に位置しますセンターへの通路の歩道部の整備を含め、実施いたします。建物内部の主な工事概要は、建具改修として、センターホール及び管理棟玄関を自動ドアに改修、又、各部屋のドアを自閉式引戸に取り替えます。内装改修では、和室及び事務室を除く全ての床材を転倒防止用のノンスリップ床シート、転倒時の衝撃を吸収するカーペットタイルに張替えます。通路及び利用頻度の高い部屋には、手摺り及びスロープを設置いたしております。トイレにつきましては、多目的トイレを三箇所設置し、誰にでも使いやすい施設整備を行います。昇降機設置につきましては、センター玄

開ホールに設置し、二階への昇降を容易にするもので、内部で車椅子が回転出来る最低限の規格を採用いたしております。

なお、工期は平成二十三年三月二十三日までといたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 落札率を伺います。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） ○・九三三八八です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 工事請負契約の締結とは、ちよつと直接は関係ありませんけどですね、予算で繰越事業として、離島開発総合センター耐震工事として二千万円の内、今回この工事請負が一億八千五百万、そして耐震に対するあれが一千五百万ですかね、バリアフリーと合わせて一千五百万つちゆうことで、二億円になるわけですけれども、予算の計上されている分から見るとですね、繰越事業として。そうすると、バリアフリー整備工事の六千四百三十六万五千円を引いた、工事請負費の一億八千五百万からですよ、引いた一億二千六十三万五千円の後の工事の計画について、伺います。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

今回の工事はですね、耐震化工事ということで、大まかに予算計上されておりました、今、建築の方の契約ということでしておりますけど、もう一つは設備の方の契約が一件、そして耐震化工事の契約が一件あります。金額にいたしました、設備の方が契約額は一千八百三十七万五千円、耐震化が一千三百六十五万でございます。それで、執行残につきました、全体の計画で一億三百二十万八千五百円になります。事業費はですね。一億三百二十万八千五百円の事業費です。今、現在の分ですね。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 後の工事が設備で一千八百三十七万五千円、それで耐震が一千三百六十五万ということになりますと、相当、執行残が一億三百二十万八千五百円ということですね。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

。説明が悪くてすいません。

今、三工事、工事金額、契約額を言いました。それで、その他にも委託契約、測量、設計、管理等もあります。その金額を入れて全体の事業費が先程言いました、一億三百二十万八千五百円ということですよ。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、この二億円のうち数字は、もう変わっているわけですね。

今の一億八千五百万の中にはですね、耐震の委託料とかバリアフリーの管理委託の五百万と一千五百万は、別に委託料の中に含まれているわけですよ。一億八千五百万円を、今、バリアフリーのこれを引いたところがこんくらい、一億二千万残るんだと。後は、やるのは設備の一千八百三十七万五千円と耐震の一千三百六十五万ということになりますと、離島開発総合センター耐震工事として二億円上げている額が、二億円でないということですか。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 耐震化工事の工事測量、設計も含めて二億円の予算計上をしております。それで、今、言いました全体事業費が一億三百万の今、言いましたとおりで、執行残がですね、今現在、八千三百二十万八千円、約ですね、あります。だから、一応、予算事業規模では二億円という規模で、今、執行残というか、予算の残が八千三百二十万近くありますということですよ。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 相当の執行残が出るわけですけど、どういうふうになるんですか。執行残が相当出るようですけど、今、この計上からすると、八千三百万執行残が出るということですよ。そうすると、これはどういうふうなあれになるんですか。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

この事業は、繰越事業でありまして、もう額を固めて繰越した経緯があります。それで、補助金につきましては、返還という形になるうかと思えます。

七番（伊藤忠之） 議長、しばらく休憩をお願いします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

―	休憩	午前	十一時	二十一	分	―
―	再開	午前	十一時	二十三	分	―

議長（横山弘藏） 再開します。

教育次長

教育次長（尾崎孝三） この事業に関わる事業費はですね、一億三百二十万八千五十円になりますけど、執行残の補助金につきましては、返還という形になるうかと思えます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六七号、工事請負契約の締結についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六七号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

―	休憩	午前	十一時	二十四分	―
―	再開	午前	十一時	二十五分	―

（加山雅徳議員入場）

議長（横山弘藏） 再開します。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。
これで、平成二十二年小値賀町議会第四回臨時会を閉会いたします。

―	午前	十一時	二十五分	閉会	―
---	----	-----	------	----	---